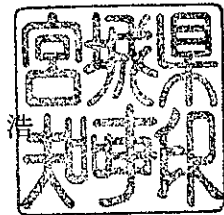


# 公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可をしたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号。以下「要綱」という。）第34条第1項の規定により公告する。

令和3年2月19日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- 1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名
  - (1) 名称 株式会社木村土建
  - (2) 住所 宮城県東松島市大塩字五台23番地2
  - (3) 代表者の氏名 木村 浩章
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
東松島市大塩字荻窪32番9
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
廃プラスチック類の破碎施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第7号）  
木くず又はがれき類の破碎施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第8号の2）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず
- 5 産業廃棄物処理施設の処理能力（稼働時間）  
廃プラスチック類 20.32トン/日（2.54トン/時間 8時間稼働）  
紙くず 20.08トン/日（2.51トン/時間 8時間稼働）  
木くず 20.24トン/日（2.53トン/時間 8時間稼働）  
繊維くず 13.68トン/日（1.71トン/時間 8時間稼働）
- 6 許可年月日  
令和3年2月12日
- 7 許可番号  
08-91-0
- 8 審査結果書の縦覧場所及び縦覧期間  
要綱第34条第5項の規定により審査結果書を作成していないので、縦覧は行わない。
- 9 担当課  
宮城県環境生活部循環型社会推進課（電話 022-211-2648）